

## 原発立地・周辺地方組織担当者会議報告 ～なぜ組合が原発問題に取り組むのか？

3月5日(日)、自治労連本部主催の「原発立地・周辺地方組織担当者会議」が東京の全林野会館で開催され、福井原発群と隣接する滋賀自治労連も参加し、全国の仲間との交流と意思統一を図りました。

会議冒頭、本部の久保中執は、『憲法をいかに住民生活を守る』特別な任務を実践し、『こんな地域と職場をつくりたい運動』を進めるうえで、とりわけ原発立地・周辺地域の自治体においては、原発事故の危険から住民の生命と安全を守るとともに、原発によって歪められた地域経済や雇用、自治体行財政の構造を転換する特別の取り組みが求められている。『なぜ組合が原発問題に取り組むのか』という疑問を抱く組合員も少なくないと思うが、ひとたび事故が起こったときに、住民の避難や対応を誰がするのか。それは自治体職員、つまり自治労連の組合員であり、われわれの直接の問題だ。そして、住民はもちろん、職員の安全を守ることもわれわれの使命だ。だから自治労連はこの課題に取り組む」とし、意義と目的を確認しました。

## ～県や市町の地域防災計画で職員は守れるか？

自治体職員などの防災業務関係者の防護措置については、現在、国の原子力災害対策指針 P61 に記載されていますが (<https://www.nsr.go.jp/data/000024441.pdf>)、「放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。」とされています。そして、その線量限度は、「電離放射線障害防止規則」の第4条や7条に、具体的に明記されています(下記参照)。

電離放射線障害防止規則(放射線業務従事者の被ばく限度)

**第四条** 事業者は、管理区域内において放射線業務に従事する労働者(以下「放射線業務従事者」という。)の受ける実効線量が五年間につき百ミリシーベルトを超えず、かつ、一年間につき五十ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

**2** 事業者は、前項の規定にかかわらず、女性の放射線業務従事者(妊娠する可能性がないと診断されたもの及び第六条に規定するものを除く。)の受ける実効線量については、三月間につき五ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

しかし問題なのは、これを受けて全国各地の自治体が策定している地域防災計画の中の線量限度の扱いにバラツキが見られ、京都府や滋賀県では、上の下線部分では「参考」とされていたはずの指標が、いつのまにか「基準」とすり替えられていて、自治体によってかなり差がみられるのが実態です。

例1) 滋賀県の地域防災計画の場合(防災業務関係者の防護措置)

滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)全109ページのP54 第11 防災業務関係者の安全確保

- (1) 防災業務関係者の被ばく管理については、次の指標を**基準**とする。
- ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。
  - イ 救命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。
- なお、**女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮が必要である。**

記載は  
これだけ。  
例2の静岡は  
かなり詳細。

例2) 静岡県の地域防災計画の場合（防災業務関係者の防護措置）

対 象	指 標
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する 防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で 50 ミリシーベルトを上限とする。
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々（例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、海上保安官、自衛隊員及び緊急医療関係者等）が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	実効線量で 100 ミリシーベルトを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。 眼の水晶体：等価線量で 300 ミリシーベルトを上限とする。 皮膚：等価線量で 1 シーベルトを上限とする。

記載は、例1の滋賀県よりも詳細だが、女性保護の記載がない

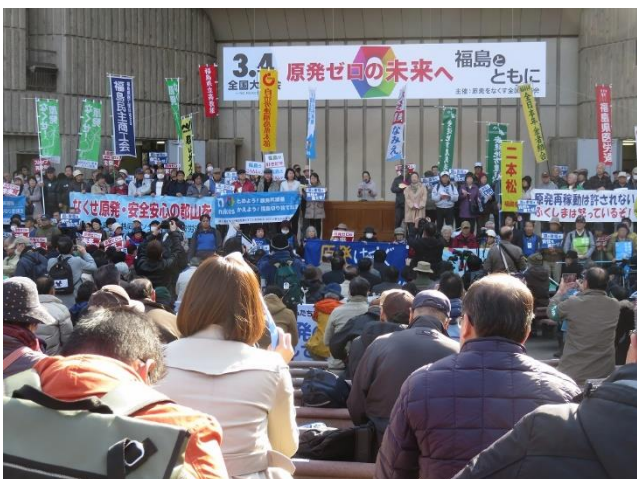
（注）事故が発生した原子力発電所等の放射線業務従事者については、別途法令により線量限度が定められているため、本指標は適用しない。

ココが問題 京都同様に滋賀県でも、本来参考（極力低く抑えるべき）とすべきものが基準になっている。北海道⇒被ばく管理は、原則として各機関ごとに行うものとする。指標は次の通りである。静岡県⇒上の例2参照。これらの指標は上限であり、できるだけ少なくするよう努力するものとする。佐賀県⇒国の原子力規制委員会が原子力災害対策指針で示した指標をもとに、適切に行うものとする。また、妊婦や妊娠の可能性のある女性についても、国がいう参考とすべき「電離放射線障害防止規則」の第4条の2（前頁参照）には、「3月間で5ミリシーベルト未満」とされている。しかし、滋賀県の場合は「適切な配慮が必要である」の記述にとどめられている。市町は県の規程を準用する機会が多いので、関係業務に従事する現場職員の命と健康がしっかりと守られる内容を盛り込ませることが重要である。

## ～初動対応の根本的見直しが喫緊の課題？

「全国各地で避難訓練が当たり前のように行われているが、被災地では、道路の陥没や水没・水断、建物の倒壊等障害物、遮蔽物、入り乱れる人・車で『動けない』のが現実だった。地震発生時のPM2:46に高速道路の96%で自動停止（NEXCO 東日本）していた。現実には、他にも様々な業務や突発事象が発生する。こうした現実を完全に無視した「万事スムーズな訓練」に意味があるのか？実効性があるのか？そこを追及しなければ、同じことが繰り返されるだけではないか。」という懸念や意見も多く出されました。

## 3. 4原発ゼロの未来へ ～福島とともに



【日比谷屋外音楽堂での集会のようす】

3月4日（土）、原発をなくす全国連絡会が主催する全国大集会が日比谷屋外音楽堂で開催され、全国各地から3500人（福島からは250人、滋賀からは自治労連や全滋賀教組から4人）が参加しました。

集会では、現地からの実態報告や避難者からの発言もあり、「避難生活を続ける中で辛い思いをし、今まで何度も死のうと思いました。しかし、震災の時に周りの人がたくさん死んだから、僕は絶対に生きようと決心した」とする、避難生活を余儀なくされている中学生の手記が紹介・代読される場面もあり、住宅支援はじめ避難者に寄り添った支援が引き続き必要であることを参加者たちは共有しました。